

## 試験法の見直しを検討する有害物質の候補リスト(案)

有害物質名	CAS登録番号	施行	対象家庭用品	主な毒性	規制値	現行試験法の主な問題点	改正のポイント
4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール (DTTB)	57648-21-2	昭和57年4月1日	(1)繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 (2)家庭用毛糸	経皮毒性 経口毒性 肝毒性 など	試料1gあたり30μg以下	・誘導体化試薬のジメチル硫酸は発がん性が疑われている ・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い ・別途、確認試験として、性質の異なる充填カラムを使用した分析が必要とされ煩雑である	・ジメチル硫酸を使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (ディルドリン)	60-57-1	昭和53年10月1日	(1)繊維製品のうち おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 (2)家庭用毛糸	肝毒性 中枢神経障害 蓄積性 など	試料1gあたり30μg以下	・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い ・別途、確認試験として、性質の異なる充填カラムを使用した分析が必要とされ煩雑である	・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
テトラクロロエチレン	127-18-4	昭和58年10月1日	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	中枢神経障害 肝障害 腎障害	0.1%以下	・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い ・高濃度のガスを少量ガスクロマトグラフに注入するため試験時のばらつきが大きい	・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・前処理方法及び定量方法の検討
トリクロロエチレン	79-01-6	昭和58年10月1日	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤	中枢神経障害 肝障害 腎障害	0.1%以下	・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い ・高濃度のガスを少量ガスクロマトグラフに注入するため試験時のばらつきが大きい	・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・前処理方法及び定量方法の検討
メタノール	67-56-1	昭和57年4月1日	家庭用エアゾル製品	視神経障害	5w/w%以下	・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い ・別途、確認試験として、性質の異なる充填カラムを使用した分析が必要とされ煩雑である	・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(APO)	545-55-1	昭和53年1月1日 (一部改正:昭和53年11月1日)	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	経皮毒性 経口毒性 造血機能障害 など	所定の試験法で検出せず	・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い	・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
トリス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェート(TDBPP)	126-72-7	昭和53年11月1日	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	発がん性	所定の試験法で検出せず	・発がん性が認められているベンゼンの使用 ・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い	・ベンゼンを使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
ビス(2,3-ジブロムプロピル)ホスフェート(BDBPP)化合物	5412-25-9	昭和56年9月1日	繊維製品のうち 寝衣、寝具、カーテン及び床敷物	発がん性 変異原性	所定の試験法で検出せず	・発がん性が認められているベンゼンの使用 ・誘導体化試薬に毒性が強く爆発性のあるジアゾメタンを使用 ・ガスクロマトグラフによる試験時に充填カラムを使用しており分離(精度)が悪い ・抽出物をアルカリ処理し、脱臭素化物の生成を確認する確認試験が煩雑である	・ベンゼン及びジアゾメタンを使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・確認試験の検討
ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3	平成16年6月15日	(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	発がん性	(1)試料1gあたり10μg以下 (2)試料1gあたり3μg以下	・ベンゾ[e]ピレンの妨害を受ける可能性がある	・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件(カラムの種類・昇温条件等)の検討
ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	平成16年6月15日	(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	発がん性	(1)試料1gあたり10μg以下 (2)試料1gあたり3μg以下	・インデノ[1,2,3-c,d]ピレンの妨害を受ける可能性がある	・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件(カラムの種類・昇温条件等)の検討
ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	平成16年6月15日	(1)クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 (2)クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材	発がん性	(1)試料1gあたり10μg以下 (2)試料1gあたり3μg以下	・クリセン又はトリフェニレンの妨害を受ける可能性がある	・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件(カラムの種類・昇温条件等)の検討